

党名	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	社会民主党	国民新党	みんなの党	新党改革	たちあがれ日本	新党日本	新党大地	幸福実現党
1. 政府の個別労働関係紛争、メンタルヘルスや労災に関する取組において、職場のモラル・ハラスメント(職場のいじめ・パワーハラスメント)の位置づけは十分だと評価されていますか。 十分である 不十分である (コメント)	その他	回答なし	相談体制の整備や対応など、一貫した総合的な対応が不十分と考えます。	厚生労働省が、労働組合との交渉で「パワー・ハラスメントについては、どのように取り組むことができるのか検討してまいりたい。全体としてこの問題を勉強し、検討してまいりたい」と答えています。政府として「まだ、何もしていない」と自認している段階です。	職場環境の悪化によるうつ病、自殺などの増加は深刻であり、公的な取り組みを強化すべきだと考えます。		回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし
2. 労働局などの公的機関での職場のモラル・ハラスメント(職場のいじめ・パワーハラスメント)の相談体制は、現行制度で十分とお考えですか。 十分である 不十分である (コメント)	その他		被害者が泣き寝入りをしている現状があることから、不利益を被らないような相談体制の整備が必要と考えられます。	相談体制以前の問題として、被害者の多くが、一人で悩む、どこに相談すればいいかわからないというのが現状であり、まず、積極的な広報・啓蒙活動が求められています。		多くの人が我慢して働いている。						
不十分な内容はどのような点ですか。 (窓口数・人員・予算・専門家・被害者救済・加害者対処・使用者指導・その他)			窓口数、人員、予算、専門家	現行体制は、人員、予算など全ての面で不十分です。	窓口数、人員、予算、専門家、被害者救済、加害者対処、使用者指導	窓口数を増やす必要がある						
3. 国の責任で、職場のモラル・ハラスメント(職場のいじめ・パワーハラスメント)の実態調査を行い、総合的な対策を確立する必要性についてどのようにお考えですか。 不必要である 必要である (コメント)			実態調査の方法については、色々な課題が存在すると思いますが、労働局を中心として実態調査を行なうべきと考えます。	表面化しにくいという問題の性格から、実態調査については、専門家も交えて効果的方法を十分に検討する必要があります。表面的な調査では総合的な対策も確立できません。	自殺に関する調査などをタイアップして実態調査を行い、総合的な対策を練るべきだと考えます。	今後検討する						
4. 職場のモラル・ハラスメント(職場のいじめ・パワーハラスメント)の対策・規制のための立法制定の必要性についてどのようにお考えですか。 不必要である 質問5へ 必要である 質問6へ			まずは対策として不十分な課題を明快にし、その対策を早急に講じるべきと考えます。	モラル・ハラスメント、パワー・ハラスメントは、退職強要や会社や上司の意にそわない者への見せしめ、職場の複雑な人間関係から生じるものまで多岐にわたるため、解決方法も一律ではありません。したがって、総合的対策を定めた独自の立法が必要であると考えます。		今後検討する。						

党名	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	社会民主党	国民新党	みんなの党	新党改革	たちあがれ日本	新党日本	新党大地	幸福実現党
5. 立法制定が不必要な理由は何ですか。 立法による規制になじまない 現行法で十分である 労使に委ねるべきである その他												
6. どのような立法形式が有効とお考えですか(複数回答可)。 ハラスメント規制法の制定 ハラスメント禁止を含む雇用平等法(雇用差別禁止法)の制定 現行のセクハラ禁止規定(男女雇用機会均等法)の拡充 現行の安全配慮義務規定(労働契約法)の拡充 現行の労働安全衛生法の拡充 現行の労災制度の拡充 刑罰規定の新設(刑法の改正) 内部告発保護制度(公益通報者保護法)の拡充 その他				内容については、上述したような問題の性格からして、実態的な調査もふまえて、現行制度と現行法の活用・拡充も含めて十分な検討が必要です。 なおわが党は、参議院選挙の各分野別政策「労働・雇用」で「パワハラ・セクハラをはじめ個別労働紛争の処理制度の拡充をすすめます」(ホームページ参照)としており、制度の充実をすすめることも重要だと考えています。								
7. 職場のモラル・ハラスメント(職場のいじめ・パワーハラスメント)規制と被害者救済のために活動している市民ボランティア団体への公的援助について賛同されますか。 賛同しない 賛同する どのような公的援助がありますか? 財政援助、専門家派遣、活動支援(事務所などの提供)その他	実態把握をふまえて論議して参ります。		財政援助、専門家派遣	ボランティアの自主性を尊重するためには、財政援助がのぞましいと考えます。	財政援助、専門家派遣、活動支援	今後検討する。						

(その他欄外コメント)

民主党:

平成20年に施行された労働契約法の第5条では、使用者の安全配慮考慮をして、「使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものをする。」という規定が設けられましたが、民主党はこの労働契約法案審議に先立ち、独自案を国会に提出し、その中で次のような規定を提起しました。

(使用者の安全配慮義務など)

第十四条 使用者は、動労者が、労務提供のため設置する場所、設備若しくは器具などを使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体の安全並びに健康の確保に配慮しなければならない。

2 使用者は、労働者から、労務提供に関し自己の生命及び身体に危害が及び、又は健康をそこなう恐れがある旨の申出があった場合には、必要があると認められるときは適切な措置を講ずるなど誠実にこれに対応しなければならない。

(労働者の就業環境への配慮)

第十五条 使用者は、労働者が、当該労働者の就業環境が害される言動を職場において受けることのないよう配慮しなければならない。

上記規定案は、職場の環境改善に資するものと自負しております。

貴会の活動が職場における安全で快適な職場環境、快適な人間関係、すなわち労働者の就業環境の改善にますますつながることを祈念いたします。

国民新党:

重要な問題であることは認識しております。今後色々検討させていただきます。